

「第三者調査委員会報告書に対する県教育委員会の考え方及び学校、県教育委員会の対応上の問題点と発生理由等」などについてのご遺族からの質問事項等に対する説明内容

R4. 3. 15

□ 総論

＜ご遺族の質問事項等の内容＞

調査報告書の公表から 10 カ月経つが、本事案に対する組織としての対応が遅く、現在も遺族の心情にも寄り添った対応が出来ていないと感じている。この 10 カ月間で何をしてきたのか。適切な対応が無理なのであれば、専門の組織を立ち上げるべきではないか？

調査報告書公表後も遺族との協議や職員の処分の説明において、スピード感はなく、情報操作や二枚舌的説明等が繰り返され、相変わらず遺族の心情に寄り添った対応がなされていないと強く感じる。以前と基本的に変わっていない。

＜県教委の説明内容＞

調査報告書の内容や再発防止策の項目が、教育庁各課の分掌事項に跨るものであることから、各課において内容等を検討し、全体の内容を一か所で集約する必要があると考えています。今後、対応が効率的、効果的に進むよう、再発防止策の中で検討してまいります。

□ 1（1）生徒の自死を想定した体制づくりができていなかったこと【学校・県教委】

＜ご遺族の質問事項等の内容＞

「高校生活に関するアンケート」について遺族へ情報提供しなかった理由は？（調査報告書 P221）
本アンケートのマニュアルはあるのか？

＜県教委の説明内容＞

高校生活に関するアンケートについては、各学校が、その実態に合わせて効果的なアンケートとする必要があることから、全体的なマニュアルは作っておりませんが、ご指摘を踏まえ、共通する重要な考え方をまとめてマニュアル化することも、再発防止策の中で検討してまいります。

□ 2（1）ご遺族の心情に寄り添った対応ができなかったこと【学校】

＜ご遺族の質問事項等の内容＞

第三者調査委員会による詳細調査への移行について検討していなかったのはなぜか？（調査報告書 P237）

＜県教委の説明内容＞

広く調査すべき事案ではないと判断したのは誤りであり、このようなことが二度と起こることのないよう、今後、再発防止策の中で検討してまいります。

□ 2（2）自死の原因調査が適切に実施できなかったこと【学校】

＜ご遺族の質問事項等の内容＞

文科省が求める調査や遺族への説明を行わなかった事実・理由を追記。（調査報告書 P225～228）
文科省の通知では、子どもの自殺全てを対象に調査を求めているのではないかと自死の背景によっ

て調査の方法や範囲が変わることはない筈。「目先の事態の鎮静化」を第一にした対応を行ってきたからではないのか？

初期の段階から事実を明らかにし、その事実に向き合おうとする対応が行われていれば、もっと迅速に円滑に進んでいった筈。

<県教委の説明内容>

事案が起きた場合は、文科省が求める調査やご遺族への説明を、予断が入らないよう実施することが必要であり、ご意見を踏まえ、今後、再発防止策の中で検討してまいります。

□ 3 (3) 第三者委員会の設置が遅くなったこと【県教委】

<ご遺族の質問事項等の内容>

息子の事件の新聞報道 (H25. 2. 13) がなかったら、第三者調査委員会の設置を検討することもなかったのではないかと？

<県教委の説明内容>

詳細調査を行うための第三者調査委員会の設置について、再発防止策の中で検討してまいります。

□ その他

① 事案発生当初の高校から県教委への報告書について

<ご遺族の質問事項等の内容>

H24. 7. 30 付け高校から県教委の報告書での、生徒からの情報「おれには存在価値がないのかな」は、いつ誰が誰から聴き取りしたのか？この時点で生徒からの聴き取り調査をしたとは聞いていない。その事実を隠蔽しているのか？生徒の言葉を都合良く違う言葉に変換しているのではないかと？言葉の変化について説明を追記。

<県教委の説明内容>

意図的に言葉を変換したというよりも、不正確な又聞きのことを記載したものではないかと考えています。いずれにしても、詳細な理由は確認できませんので、ご理解いただきますようお願いします。正確な記録に基づき報告が行われるよう、再発防止策の中で検討してまいります。

② 懲戒処分について

<ご遺族の質問事項等の内容>

ハラスメント等（暴言、侮辱的な言動等）不適切な指導における懲戒処分についての今後の方針について、直接的な有形力の暴力でなくても、生徒の直接自死原因となった言葉の暴力を免職対象行為とする。(R3. 12. 7 要請済み)

<県教委の説明内容>

このような不適切な指導が行われないよう、防止効果を高めるためにも、再発防止策の中で、検討してまいります。

③教職員の処分公表資料等について

<ご遺族の質問事項等の内容>

教職員の処分公表資料や教職員課ホットライン（教職員の懲戒処分について）における情報操作の発生理由は？

<県教委の説明内容>

文書発出の際は、意図を正確に相手に伝えることができるよう、再発防止策の中で検討してまいります。

④退職者等への対応

<ご遺族の質問事項等の内容>

退職者や特別職職員に対する現任教職員への懲戒処分に準じた処分（実名公表）の制度創設。
(R3. 12. 7 要請済み)

<県教委の説明内容>

法律上の制約もあり、制度の創設は困難ではありますが、事案が起こった際には、速やかに原因究明がなされるよう、再発防止策の中で検討してまいります。

⑤問題行為者からの謝罪

<ご遺族の質問事項等の内容>

退職者も含め、問題行為者から謝罪を受けたい。(R3. 7. 30 要望済み) 個人としても要請できない？

<県教委の説明内容>

個人としての要請であっても、相手にとっては教育長からの依頼と同じものとなるため、要請は難しいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

⑥野球部監督からの反省文の提出について

<ご遺族の質問事項等の内容>

野球部監督の反省文を遺族に提出すること。(R3. 12. 7 要請済み) ※体罰・パワハラ等問題行為を具体的に列挙しこれら行為に対する反省を踏まえた今後の思いを記載。

<県教委の説明内容>

野球部監督の復職後、校長からご遺族の意向を伝えており、現在、作成をしているところです。

⑦関係機関への訂正・報告

<ご遺族の質問事項等の内容>

関係機関（操山高校、文科省、高野連、県議会等）への訂正報告を求める。(R3. 3. 26 要望済み)

<県教委の説明内容>

具体的な訂正報告の方法も含め、ご遺族の意向を伺いながら対応してまいります。

□ 適切・的確な再発防止の実施に向けて不可欠なこと

<ご遺族の質問事項等の内容>

第三者調査委員会と同様の体制で中立・公正な「第三者再発防止検討・検証委員会」を設置し、再発防止策の検討・策定、再発防止実施後の評価検証・改善を行う。

<県教委の説明内容>

中立、公正な対応ができる体制となるよう、ご意向を伺いながら、再発防止の方向性を取りまとめ
る中で検討してまいります。

□ 再発防止における要配慮事項

①要配慮事項 1

<ご遺族の質問事項等の内容>

生徒へのハラスメント教育（教師からのハラスメントに生徒が気づける教育）の実施。

<県教委の説明内容>

ご意見のとおり、ハラスメントについて、生徒自身が気付くことが必要であることから、どのよう
な形で指導するかも含め、再発防止策の中で検討してまいります。

②要配慮事項 2

<ご遺族の質問事項等の内容>

生徒側から「教師からのハラスメント」を受けたという訴えが安全にできる仕組みの構築。

<県教委の説明内容>

教師からのハラスメントが起きた場合、生徒側からの訴えが安全にできる仕組みについて、再発防
止策の中で検討してまいります。

③要配慮事項 3

<ご遺族の質問事項等の内容>

組織としての保身（情報操作・隠蔽体質）への対処。

<県教委の説明内容>

重大事案が起きてしまった場合、文科省が求める調査やご遺族への説明について、適切に行うこと
ができるよう、体制も含め、再発防止策の中で検討してまいります。

④要配慮事項 4

<ご遺族の質問事項等の内容>

重大事案発生時、大きな枠組みとして、通報、調査、対応、確認、報告のプロセスが必要。

- ① 生徒・保護者・第三者（通報者）からの事案発生・疑いの学校への通報
- ② 学校から県教委と、それとは別の独立した組織も通報を受け取る
- ③ 県教委による基本的調査と、独立組織による調査確認（場合によっては追加調査指示・実施）

- ④ 県教委による対応、独立組織によるその確認
- ⑤ 県教委による通報者への報告

<県教委の説明内容>

重大事案発生時の対応について、調査報告書の提言や文科省の通知、また、いただいたご意見も踏まえ、再発防止策の中で検討してまいります。

⑤要配慮事項 5

<ご遺族の質問事項等の内容>

学校管理職が閲覧できる、「問題行動を行った教員に関するデータベースシステム」の構築。

<県教委の説明内容>

懲戒処分を受けた教員については、個人の履歴事項として記録が残り、その教員が異動した場合でも情報は引き継がれるため、データベースシステムの構築までは必要はないと考えています。

問題行動を行った教員で処分に至らなかった者に対する対応については、再発防止策の中で検討してまいります。

⑥要配慮事項 6

<ご遺族の質問事項等の内容>

有形力を伴わない体罰（言葉の暴力等）や教員という立場を利用したハラスメントに対する厳罰化。

※ 直接的な有形力の暴力でなくても、生徒の直接自死原因となった言葉の暴力を免職対象行為とする。

<県教委の説明内容>

このような不適切な指導が行われないよう、防止効果を高めるためにも、再発防止策の中で、検討してまいります。